

今後の東久留米市立図書館の運営方針（案）についての議論と問題点

1 資料3「新たな図書館運営の経費比較」について

Q 経費比較の額が現実（実績）から大きくかい離しているのはなぜですか？

- ・職員の報酬額など平成 27 年度の理論値を使用しています。指定管理者導入後については職員のポスト構成などが分からないことなどからその値を使うことは理解できませんが、現状は実績額を使用しないと比べようがないのではないですか？
- ・平成 26 年度決算額をこの比較表に落とし込んでみたのが参考資料の表です。人件費と指定管理料についてだけでも、年間約 5000 万円近くのコスト増となるのではないですか？
- ・指定管理は消費税法 2 条 1 項 8 号の「資産の譲渡等」に当たります。市は見積額と現指定管理料との差額の 8%（10%）の消費税も負担しなければなりません。経費比較表の額をベースにしても、見積額とは別にさらに年間 730 万円強（10%の場合には 920 万）の「公租額」が発生するのではないですか？
- ・指定管理料の見積額はいわば「かけそば」の値段で、現在、中央館が実施している事業などをすれば、別途、経費が発生するのではないですか？
- ・正規職員を減らし他の部課に振り分けるのが指定管理者導入の理由とのことですが、むしろ、それ以上のコスト増となるのではないですか？

Q 「指定管理料の見積額」を地区館の指定管理者だけに問い合わせたのはなぜですか？

- ・指定管理を一体的に行うにしても現指定管理者の指定ありきではないですか？
- ・見積りは数社に尋ねてこそ客観的な数字となるのではないですか？
- ・現指定管理者に額を尋ねれば、引き続き指定管理者になるために「都合のいい数字」が返答されるのではないですか？
- ・民間の競争力を導入することが指定管理の要諦とのことですが、今回の行為は自らその競争を否定する行為ではないですか？
- ・利用料金の徴収をすることがない施設に係る指定管理のコストはすべて市民が賄うものであることを踏まえると、指定管理料の設定についてはより慎重に行わなければならないとの考えはありませんか？

2 議論の前提となる問題

図書館協議会委員から教育委員会との懇談の場を持つよう求められ、教育長が教育委員会に諮らず断ったことについて「法的に問題はない」とする文部科学省への照会文書を配布した件について

Q どのような趣旨で照会文書を配布したのですか？

・地方分権がなされた現在において、文部科学省の解釈を聴き、それにより教育委員会をコントロールしようとするのは、基礎自治体の教育委員会の長の地位を占める職員として適格な行為といえますか？

・法の最終的な解釈権は裁判所にあります。行政解釈権は文部科学省にも、東久留米市にもありますが、行政解釈権の必要性和重要性という意味では事務を扱う基礎自治体にあるのではないですか？それが地方自治法2条12項の趣旨規定にも沿うものであり、文部科学省の回答に「自治体の判断によるものと考えられますが」とある意味ではないですか？

・文部科学省の意思として（決裁をして）回答するとは考えられず、この回答は担当者限りのアドバイスと考えられますが、そうであっても、回答者の官職名や氏名が示されていないのはなぜですか？先方は正式な照会案件として処理しているのでしょうか？

・情報を共有し議論すべき相手は、東京都教育庁（東京都教育委員会）でも文部科学省でもなく、これまで図書館を支えてこられた方（ボランティア・利用者・職員）、社会教育関係者、PTAや教員など教育関係者、図書館の専門家（図書館協議会もそのなかのひとつです）ではないですか？

・国の関係者のアドバイスを求めているということであれば、参考までに、幸田雅治氏から本件につきコメントを頂戴しましたので記載します。

(1) 指定管理者制度を導入するかどうかは、教育委員会で検討すべき事柄であり、教育長には委任されていない（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条及び東久留米市教育委員会事務委任規則2条）。私見を述べることは予断を与えるものであるとともに中立性を欠く不適切な発言である。教育長として不適格である。

(2) 教育委員会への要望を教育長の立場で一存で断ることは教育長としての適格性を疑う。一般常識からも常軌を逸している行動と言わざるをえない。普通の常識を持ち合わせていれば、少なくとも「教育委員会に伝える。」と発言するのが当然である。

(1) 及び (2) とともに、法的問題かどうかを言う以前の問題である。

幸田雅治

※幸田雅治氏

弁護士・神奈川大学教授。内閣官房内政審議室内閣審議官（地方分権一括法案担当）・総務省自治大学校部長教授・自治行政局行政課長（地方行政に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事等所管課長）等を歴任。指定管理制度・地方自治制度の第一人者である。

3 その他、大切なこと

Q 公文書館構想など近い未来に図書館が担う働きについての議論が全くされていないのではないですか？

・公文書管理法 34 条の規定により自治体は国に準じた公文書管理の努力義務を負っています。国の公文書館の新設などに伴い、公文書管理をめぐる環境整備がそれぞれの自治体で急激にすすみつつあります（「運営方針（案）」12 頁でも「新しい図書館運営で解決すべき課題」として掲載されています）。ただ、公文書館を新設することは財政的に難しく、一部の自治体では中央図書館に公文書館機能を併設させることも行われています。歴史的公文書についての開示請求にかかる事務などについては、これを指定管理者に行わせることはできません。中央図書館に職員（公務員）がいれば、併任という形で業務の繁忙にも対応できますが、指定管理者の職員をこの業務に充てさせることができないことを考えると、却って、多くの職員が必要となります。また、この業務を本庁の行政管理系の部署に行わせると、新たな施設を必要とするほか、その事務のため複数の職員を配置しなければなりません。こうした議論や情報は、教育委員会の委員にみなさんに伝わっているでしょうか？

Q 「第二次図書館のあり方に関する検討委員会報告」の検討委員会は教育委員会内の事務方幹部をメンバーとする委員会であり、その報告内容を金科玉条のように扱うことは「自作自演」ではないですか？

参考資料 (単位：千円)

		平成 26 年度	民間事業者の 拡大をしない 場合	指定管理者の 導入
		決算額		
市職員人件費		66783	95940	46800
嘱託職員報酬		40149	48600	17550
臨時職員報酬		2266	800	0
指定管理料		108906	122876	214979
委託料		10431	区分して記載なし	
	(内訳)			
	警備委託	596		
	廃棄物処理委託	91		
	高木剪定委託	745		
	トランス等廃棄処理	247		
	粗大ごみ等処理委託	22		
	清掃委託	4296		
	警備委託 (シルバー)	2158		
	文書等交換業務委託	2276		
施設管理		3060	区分して記載なし	
	(内訳)			
	維持管理委託	2313		
	維持管理委託 (シルバー)	747		
計		231595		279329

指定管理者を入れたことでのコスト増は少なくとも5000万円近くあるのでは？